

第1号議案

京都地方税機構個人情報保護条例の一部改正の件

京都地方税機構個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年8月5日提出

京都地方税機構
広域連合長 山崎 善也

京都地方税機構個人情報保護条例の一部を改正する条例

京都地方税機構個人情報保護条例（平成21年京都地方税機構条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 個人が特定され得る情報であつて、イに掲げるもの以外のもの（他の情報と照合することにより、個人が特定され得るものを含む。）

イ 個人識別符号（次のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、規則で定めるものをいう。）が含まれるもの

(イ) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該個人が特定され得るもの

(イ) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者が特定され得るもの

第2条第5号中「電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式」を「電磁的方式」に改める。

第11条第1項中「で通常取り扱う内容」を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第4条第3項に規定する個人情報を取り扱うときは、その旨

第41条中「広域連合長は」の右に「、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。次条において「法」という。）第40条第1項の規定により報告又は資料の提出の要求が行われる場合を除くほか」を加える。

第42条中「広域連合長は」の右に「、法第42条第1項の規定により勧告が行われる場合を除くほか」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の京都地方税機構個人情報保護条例第11条第1項に規定する登録簿に記載されている事務であつて、当該事務において取り扱う個人情報に同条例第4条第3項に規定する個人情報が含まれているものについての同条例第11条第1項の規定の適用については、同項中「行うときは、あらかじめ」とあるのは、「行っているときは、京都地方税機構個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成29年京都地方税機構条例第 号）の施行後遅滞なく」とする。

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、実施機関が取り扱う個人情報の保護については当該実施機関が、事業者が取り扱う個人情報の保護については広域連合長が定める。